

○岡山県公安委員会審査請求手続規程

(平成 28 年 3 月 29 日公安委員会規程第 1 号)

改正 令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号 令和 5 年 8 月 25 日公安委員会規程第 10 号

岡山県公安委員会審査請求手続規程を次のように定める。

岡山県公安委員会審査請求手続規程

行政不服審査に関する規程(昭和 40 年岡山県公安委員会規程第 4 号)の全部を改正する。
(趣旨)

第 1 条 この規程は、他の法令又は条例に特別の定めがあるもののほか、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。)の規定により、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う審査請求の審査の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規程で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(審査事務)

第 3 条 公安委員会は、法の規定による審査に関する事務を警察職員に行わせることができる。

(審査請求の受理)

第 4 条 審査請求があったときは、警務部監察課長が当該審査請求を受理し、審査に関する事務を行うものとする。

(物件の提出の方法)

第 5 条 法、行政不服審査法施行令(平成 27 年政令第 391 号)及びこの規程の規定による公安委員会への書類その他の物件の提出は、警務部監察課を経由して行うものとする。

(総代の互選の命令の方式等)

第 6 条 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 11 条第 2 項の規定による総代の互選の命令は、総代互選命令書(様式第 1 号)により行うものとする。

2 公安委員会は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参加の許可の通知等)

第 7 条 公安委員会は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 13 条第 1 項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 13 条第 2 項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。

3 公安委員会は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(補正命令)

第 8 条 法第 23 条の規定による補正の命令は、補正命令書(様式第 2 号)により行うものとする。

(執行停止についての通知)

第 9 条 公安委員会は、法第 25 条第 2 項の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁(処分庁が公安委員会である場合にあっては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。)に対し、書面により通知するものとする。法第 25 条第 2 項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

(執行停止の取消しの通知)

第 10 条 公安委員会は、法第 26 条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審査請求の取下げの通知)

第 11 条 公安委員会は、法第 27 条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等(処分庁等が公安委員会である場合には参加人。第 27 条第 3 項において同じ。)に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する審査請求の取下げがあったときは、法第 32 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 33 条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還するものとする。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、還付請求書(様式第 3 号)と引換えに行うものとする。

(弁明書の提出要求等)

第 12 条 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 29 条第 2 項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

2 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 29 条第 5 項の規定による弁明書の送付は、当該弁明書の副本に送付書を付して行うものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

第 13 条 公安委員会は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 30 条第 1 項又は第 2 項に規定する相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会供与)

第 14 条 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 31 条第 2 項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。

2 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
 - (2) 意見の陳述の日時及び場所
 - (3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
 - (4) 意見の陳述の要旨
- (補佐人同伴の許可の通知)

第15条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

第16条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

第17条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の聴取又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による意見の聴取の場において行われる場合であって、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出の要求は、物件提出要求書(様式第4号)により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

第18条 公安委員会は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、提出物目録(様式第5号)を作成し、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付するものとする。

2 公安委員会は、必要がなくなったときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還するものとする。

3 第11条第2項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第 19 条 公安委員会は、法第 32 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 33 条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
(参考人の陳述の通知等)

第 20 条 公安委員会は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 34 条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 34 条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求は、参考人陳述(鑑定)依頼書(様式第 6 号)により行うものとする。

3 第 17 条第 1 項ただし書の規定は第 1 項の規定による通知について、第 14 条第 2 項の規定は口頭による法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 34 条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

第 21 条 公安委員会は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 35 条第 1 項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 35 条第 2 項の規定による通知は、検証実施通知書(様式第 7 号)により行うものとする。

3 公安委員会は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 35 条第 1 項の規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所
- (4) 検証の結果

4 第 17 条第 1 項ただし書の規定は、第 1 項の規定による通知について準用する。

(質問の通知等)

第 22 条 公安委員会は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 36 条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 36 条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、質問通知書(様式第 8 号)によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第 17 条第 1 項ただし書の規定は第 1 項の規定による通知について、第 14 条第 2 項の規定は口頭による法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 36 条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

第 23 条 公安委員会は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 37 条第 1 項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 37 条第 3 項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第 14 条第 2 項の規定は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 37 条第 1 項又は第 2 項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての意見の聴取等)

第 24 条 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 38 条第 2 項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 38 条第 3 項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書(様式第 9 号)を送付して行うものとする。

3 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項の規定による手数料の額は、岡山県総務関係手数料徴収条例(平成 12 年岡山県条例第 3 号)の定めるところによる。

(手続の併合又は分離の通知)

第 25 条 公安委員会は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 39 条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知)

第 26 条 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 41 条第 3 項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

(裁決書の謄本の送達等)

第 27 条 公安委員会は、裁決を行うときは、裁決書(様式第 10 号)により行うものとする。

2 法第 51 条第 2 項又は第 4 項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に送付書を付して行うものとする。

3 公安委員会は、法第 51 条第 2 項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

4 法第 51 条第 3 項の規定による公示の方法による送達は、公示(様式第 11 号)により行うものとし、その旨を岡山県公報に登載するものとする。

(証拠書類等の返還)

第 28 条 第 11 条第 2 項後段の規定は、法第 53 条の規定による返還について準用する。

(教示事項)

第 29 条 法第 82 条第 1 項に規定する処分に係る教示は、当該処分を記載した書面に、当該処分に不服があるときは処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に岡山県公安委員会に対して審査請求ができる旨(他の法令等による場合は、その例による。)及び行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 46 条に規定する処分又は裁判に係る取消訴訟の提起に関する事項を記載して行うものとする。

(雑則)

第 30 条 この規程に定めるもののほか、審査請求の審査の手續に関し必要な細目的事項については、岡山県警察本部長が別に定める。

(文書の保存)

第 31 条 審査請求の審査の手續で取り扱った文書は、警務部監察課において 10 年間保存するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規程の施行前にされた行政庁の処分又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和 5 年 8 月 25 日公安委員会規程第 10 号)

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

総代互選命令書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 8 条関係)

補正命令書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 11 条、第 18 条、第 28 条関係)

還付請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 17 条関係)

物件提出要求書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 18 条関係)

提出物目録

[別紙参照]

様式第 6 号(第 20 条関係)

参考人陳述(鑑定)依頼書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 21 条関係)

検証実施通知書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 22 条関係)

質問通知書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 24 条関係)

提出書類閲覧日時等指定書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 27 条関係)

裁決書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 27 条関係)

公示

[別紙参照]